樣式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	危険物施設の設置・変更の許可
根拠条例·規則名		消防法
条項		第11条第1項
所	管部課	消防局 予防部 査察指導課 (電話:048-833-7543)
審査基準	基準 (未設定の場 合はその理 由)	許可は、次の要件に適合するときに行うものとする。 (1)法第10条第4項の技術上の基準に適合している こと。 (2)製造所、貯蔵所、又は取扱所においてする危険物 の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発 生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成15年4月1日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	設置許可申請 20日 変更許可申請 15日
間	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成23年4月1日最終改正
	備考	